

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号)

第七節 情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告及び公表
(平二八法六五・追加)

第七十六条の三 指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害者支援施設等の設置者(以下この条において「対象事業者」という。)は、指定障害福祉サービス等、指定地域相談支援又は指定計画相談支援(以下この条において「情報公表対象サービス等」という。)の提供を開始しようとするとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、情報公表対象サービス等情報(その提供する情報公表対象サービス等の内容及び情報公表対象サービス等を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、情報公表対象サービス等を利用し、又は利用しようとする障害者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するために公表されることが適当なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。第八項において同じ。)を、当該情報公表対象サービス等を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による公表を行うため必要があると認めるときは、第一項の規定による報告が真正であることを確認するのに必要な限度において、当該報告をした対象事業者に対し、当該報告の内容について、調査を行うことができる。
- 4 都道府県知事は、対象事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査を妨げたときは、期間を定めて、当該対象事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。
- 5 都道府県知事は、指定特定相談支援事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。
- 6 都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定一般相談支援事業者又は指定障害者支援施設の設置者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者又は指定障害者支援施設の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
- 7 都道府県知事は、指定特定相談支援事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定特定相談支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理

由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

- 8 都道府県知事は、情報公表対象サービス等を利用し、又は利用しようとする障害者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会の確保に資するため、情報公表対象サービス等の質及び情報公表対象サービス等に従事する従業者に関する情報（情報公表対象サービス等情報に該当するものを除く。）であって厚生労働省令で定めるものの提供を希望する対象事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

（平二八法六五・追加）

児童福祉法

（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）

第八節 情報公表対象支援の利用に資する情報の報告及び公表

（平二八法六五・追加）

第三十三条の十八 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者並びに指定障害児入所施設等の設置者（以下この条において「対象事業者」という。）は、指定通所支援、指定障害児相談支援又は指定入所支援（以下この条において「情報公表対象支援」という。）の提供を開始しようとするとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、情報公表対象支援情報（その提供する情報公表対象支援の内容及び情報公表対象支援を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、情報公表対象支援を利用し、又は利用しようとする障害児の保護者が適切かつ円滑に当該情報公表対象支援を利用する機会を確保するために公表されることが適当なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。第八項において同じ。）を、当該情報公表対象支援を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

- ② 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。
- ③ 都道府県知事は、前項の規定による公表を行うため必要があると認めるときは、第一項の規定による報告が真正であることを確認するのに必要な限度において、当該報告をした対象事業者に対し、当該報告の内容について、調査を行うことができる。
- ④ 都道府県知事は、対象事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査を妨げたときは、期間を定めて、当該対象事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。
- ⑤ 都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。
- ⑥ 都道府県知事は、指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の設置者が

第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- ⑦ 都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定障害児相談支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。
- ⑧ 都道府県知事は、情報公表対象支援を利用し、又は利用しようとする障害児の保護者が適切かつ円滑に当該情報公表対象支援を利用する機会の確保に資するため、情報公表対象支援の質及び情報公表対象支援に従事する従業者に関する情報（情報公表対象支援情報に該当するものを除く。）であつて厚生労働省令で定めるものの提供を希望する対象事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

（平二八法六五・追加）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
(平成 18 年 2 月 28 日厚生労働省令第 19 号)

第七節 情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告及び公表
(平三〇厚労令二八・追加)

(法第七十六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定めるとき)

第六十五条の九の六 法第七十六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定めるときは、災害その他都道府県知事に対し同項の規定による情報公表対象サービス等(同項に規定する情報公表対象サービス等をいう。以下同じ。)の報告(次条及び第六十五条の九の九において単に「報告」という。)を行うことができないことにつき正当な理由がある対象事業者(同項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。)以外のものについて、都道府県知事が定めるときとする。

(平三〇厚労令二八・追加)

(報告の方法)

第六十五条の九の七 報告は、都道府県知事が定めるところにより行うものとする。
(平三〇厚労令二八・追加)

(法第七十六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める情報)

第六十五条の九の八 法第七十六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める情報は、情報公表対象サービス等の提供を開始しようとするときにあっては別表第一号に掲げる項目に関するものとし、同項の厚生労働省令で定めるときにあっては別表第一号及び別表第二号に掲げる項目に関するものとする。

(平三〇厚労令二八・追加)

(法第七十六条の三第二項の規定による公表の方法)

第六十五条の九の九 都道府県知事は、報告を受けた後、当該報告の内容を公表するものとする。ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に法第七十六条の三第三項の調査を行ったときは、当該調査の結果を公表することをもって、当該報告の内容を公表したものとすることができる。

(平三〇厚労令二八・追加)

(法第七十六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める情報)

第六十五条の九の十 法第七十六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める情報は、情報公表対象サービス等の質及び情報公表対象サービス等に従事する従業員に関する情報(情報公表対象サービス等情報に該当するものを除く。)として都道府県知事が定めるものとする。

(平三〇厚労令二八・追加)

別表第一号(第六十五条の九の八関係)
(平三〇厚労令二八・追加)

一 事業所又は施設(以下この表及び次表において「事業所等」という。)を運営する法人又は法人でない病院若しくは診療所(以下この号において「法人等」という。)に関する事項

イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ 法人等の代表者の氏名及び職名

ハ 法人等の設立年月日

ニ 法人等が情報公表対象サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供する情報公表対象サービス等

ホ その他情報公表対象サービス等の種類に応じて必要な事項

二 当該報告に係る情報公表対象サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項

イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ 指定事業所番号

ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名

ニ 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日(指定の更新を受けた場合にはその直近の年月日)

ホ 事業所等までの主な利用交通手段

ヘ 事業所等の財務状況

ト その他情報公表対象サービス等の種類に応じて必要な事項

三 事業所等において情報公表対象サービス等に従事する従業者(以下この号において「従業者」という。)に関する事項

イ 職種別の従業者の数

ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの利用者数等

ハ 従業者の当該報告に係る情報公表対象サービス等の業務に従事した経験年数等

ニ 従業者の健康診断の実施状況

ホ 従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況

ヘ その他情報公表対象サービス等の種類に応じて必要な事項

四 情報公表対象サービス等の内容に関する事項

イ 事業所等の運営に関する方針

ロ 当該報告に係る情報公表対象サービス等の内容等

ハ 当該報告に係る情報公表対象サービス等の利用者への提供実績

ニ 利用者等(利用者又はその家族をいう。以下この表及び次表において同じ。)からの苦情に対応する窓口等の状況

ホ 当該報告に係る情報公表対象サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項

- ヘ 事業所等の情報公表対象サービス等の提供内容に関する特色等
 - ト 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等
 - チ その他情報公表対象サービス等の種類に応じて必要な事項
- 五 当該報告に係る情報公表対象サービス等を利用するに当たっての利用料等に関する事項
- 六 その他都道府県知事が必要と認める事項

別表第二号(第六十五条の九の八関係)

(平三〇厚労令二八・追加)

第一 情報公表対象サービス等の内容に関する事項

- 一 情報公表対象サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置
 - イ 利用者の状態に応じた当該情報公表対象サービス等に係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況
 - ロ 情報公表対象サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況
 - ハ 利用者等に対する利用者が負担する利用料に関する説明の実施の状況
 - ニ 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施状況
- 二 利用者本位の情報公表対象サービス等の質の確保のために講じている措置
 - イ 重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対する情報公表対象サービス等の質の確保のための取組の状況
 - ロ 利用者のプライバシーの保護のための取組の状況
- 三 相談、苦情等の対応のために講じている措置
 - 相談、苦情等の対応のための取組の状況
- 四 情報公表対象サービス等の内容の評価、改善等のために講じている措置
 - イ 情報公表対象サービス等の提供状況の把握のための取組の状況
 - ロ 情報公表対象サービス等に係る計画等の見直しの実施の状況
- 五 情報公表対象サービス等の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携
 - イ 相談支援専門員等との連携の状況
 - ロ 主治の医師等との連携の状況

第二 情報公表対象サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項

- 一 適切な事業運営の確保のために講じている措置
 - イ 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況
 - ロ 計画的な事業運営のための取組の状況
 - ハ 事業運営の透明性の確保のための取組の状況
- ニ 情報公表対象サービス等の提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況

二 事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置

イ 事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況

ロ 情報公表対象サービス等の提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況

ハ 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況

三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置

安全管理及び衛生管理のための取組の状況

四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置

イ 個人情報の保護の確保のための取組の状況

ロ 情報公表対象サービス等の提供記録の開示の実施の状況

五 情報公表対象サービス等の質の確保のために総合的に講じている措置

イ 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況

ロ 利用者等の意向等も踏まえた情報公表対象サービス等の提供内容の改善の実施の状況

ハ 情報公表対象サービス等の提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況

第三 都道府県知事が必要と認めた事項

児童福祉法施行規則

(昭和 23 年 3 月 31 日厚生省令第 11 号)

第三十六条の三十の二 法第三十三条の十八第一項に規定する厚生労働省令で定めるときは、災害その他都道府県知事に対し同項の規定による情報公表対象支援情報(同項に規定する情報公表対象支援情報をいう。以下同じ。)の報告(次条及び第三十六条の三十の五において単に「報告」という。)を行うことができないことにつき正当な理由がある対象事業者(同項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。)以外のものについて、都道府県知事が定めるときとする。

(平三〇厚労令二八・追加)

第三十六条の三十の三 報告は、都道府県知事が定めるところにより行うものとする。

(平三〇厚労令二八・追加)

第三十六条の三十の四 法第三十三条の十八第一項に規定する厚生労働省令で定める情報は、情報公表対象支援(同項に規定する情報公表対象支援をいう。以下同じ。)の提供を開始しようとするときにあつては別表第二に掲げる項目に関するものとし、同項の厚生労働省令で定めるときにあつては別表第二及び別表第三に掲げる項目に関するものとする。

(平三〇厚労令二八・追加)

第三十六条の三十の五 都道府県知事は、報告を受けた後、当該報告の内容を公表するものとする。ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に法第三十三条の十八第三項の調査を行つたときは、当該調査の結果を公表することをもつて、当該報告の内容を公表したものとするができる。

(平三〇厚労令二八・追加)

第三十六条の三十の六 法第三十三条の十八第八項に規定する厚生労働省令で定める情報は、情報公表対象支援の質及び情報公表対象支援に従事する従業者に関する情報(情報公表対象支援情報に該当するものを除く。)として都道府県知事が定めるものとする。

(平三〇厚労令二八・追加)

別表第二(第三十六条の三十の四関係)

(平三〇厚労令二八・追加)

一 事業所又は施設(以下この表及び次表において「事業所等」という。)を運営する法人又は法人でない病院若しくは診療所(以下この号において「法人等」という。)に関する事項

イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ 法人等の代表者の氏名及び職名

ハ 法人等の設立年月日

ニ 法人等が情報公表対象支援を提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供する情報公表対象支援

ホ その他情報公表対象支援の種類に応じて必要な事項

二 当該報告に係る情報公表対象支援を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項

イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ 指定事業所番号

ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名

ニ 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日(指定の更新を受けた場合にはその直近の年月日)

ホ 事業所等までの主な利用交通手段

ヘ 事業所等の財務状況

ト その他情報公表対象支援の種類に応じて必要な事項

三 事業所等において情報公表対象支援に従事する従業者(以下この号において「従業者」という。)に関する事項

イ 職種別の従業者の数

- ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの利用者数等
- ハ 従業者の当該報告に係る情報公表対象支援の業務に従事した経験年数等
- ニ 従業者の健康診断の実施状況
- ホ 従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況
- ヘ その他情報公表対象支援の種類に応じて必要な事項
- 四 情報公表対象支援の内容に関する事項
 - イ 事業所等の運営に関する方針
 - ロ 当該報告に係る情報公表対象支援の内容等
 - ハ 当該報告に係る情報公表対象支援の利用者への提供実績
 - ニ 利用者等(利用者又はその家族をいう。以下この表及び次表において同じ。)からの苦情に対応する窓口等の状況
 - ホ 当該報告に係る情報公表対象支援の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
 - ヘ 事業所等の情報公表対象支援の提供内容に関する特色等
 - ト 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等
 - チ その他情報公表対象支援の種類に応じて必要な事項
- 五 当該報告に係る情報公表対象支援を利用するに当たっての利用料等に関する事項
- 六 その他都道府県知事が必要と認める事項

別表第三(第三十六条の三十の四関係)
(平三〇厚労令二八・追加)

第一 情報公表対象支援の内容に関する事項

- 一 情報公表対象支援の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置
 - イ 利用者の状態に応じた当該情報公表対象支援に係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況
 - ロ 情報公表対象支援の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況
 - ハ 利用者等に対する利用者が負担する利用料に関する説明の実施の状況
 - ニ 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施状況
- 二 利用者本位の情報公表対象支援の質の確保のために講じている措置
 - イ 重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対する情報公表対象支援の質の確保のための取組の状況
 - ロ 利用者のプライバシーの保護のための取組の状況
- 三 相談、苦情等の対応のために講じている措置
 - 相談、苦情等の対応のための取組の状況
- 四 情報公表対象支援の内容の評価、改善等のために講じている措置
 - イ 情報公表対象支援の提供状況の把握のための取組の状況

□ 情報公表対象支援に係る計画等の見直しの実施の状況

五 情報公表対象支援の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携

イ 相談支援専門員等との連携の状況

□ 主治の医師等との連携の状況

第二 情報公表対象支援を提供する事業所等の運営状況に関する事項

一 適切な事業運営の確保のために講じている措置

イ 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況

□ 計画的な事業運営のための取組の状況

ハ 事業運営の透明性の確保のための取組の状況

二 情報公表対象支援の提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況

二 事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置

イ 事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況

□ 情報公表対象支援の提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況

ハ 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況

三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置

安全管理及び衛生管理のための取組の状況

四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置

イ 個人情報の保護の確保のための取組の状況

□ 情報公表対象支援の提供記録の開示の実施の状況

五 情報公表対象支援の質の確保のために総合的に講じている措置

イ 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況

□ 利用者等の意向等も踏まえた情報公表対象支援の提供内容の改善の実施の状況

ハ 情報公表対象支援の提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況

第三 都道府県知事が必要と認めた事項